



考える会通信 40号

ぐるりんあきうのご予約は、(有)秋保交通(ぐるりんあきうセンター)まで

ぐるりんあきう
専用ダイヤル

022-393-5912(平日のみ)

※はじめに「ぐるりん号の予約です」とお伝えください。

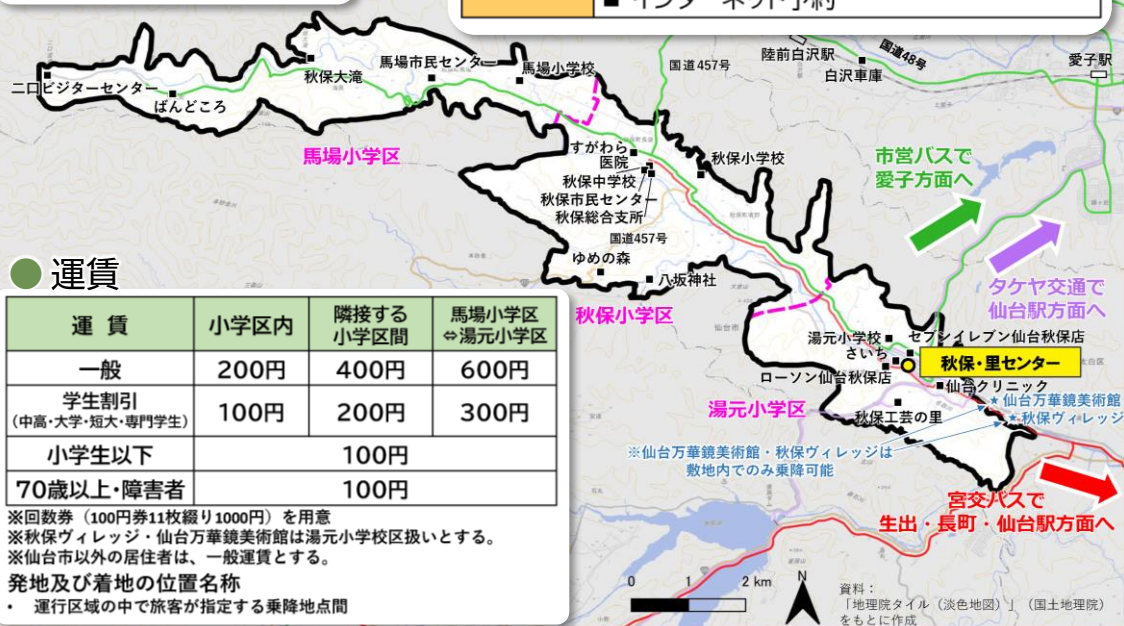
秋保地区地域交通本格運行計画案の概要

● 運行の概要

運行区域	地図のとおり
運行日	平日(土日祝日、12/31~1/3を除く)・6~18時
予約方法	<input type="checkbox"/> 電話予約 <input type="checkbox"/> インターネット予約

凡例

● 乗換バス停	— 市営バス
--- 小学区境界	— 宮城交通
□ 運行範囲(秋保町内)	— タケヤ交通
★ 乗降ポイント(秋保町外)	



● 運賃

運賃	小学区内	隣接する小学区間	馬場小学区⇄湯元小学区
一般	200円	400円	600円
学生割引 (中高・大学・短大・専門学校生)	100円	200円	300円
小学生以下		100円	
70歳以上・障害者		100円	

※回数券(100円券11枚綴り1000円)を用意
 ※秋保ヴィレッジ・仙台万華鏡美術館は湯元小学校区扱いとする。
 ※仙台市以外の居住者は、一般運賃とする。
 発地及び着地の位置名称
 ・ 運行区域の中で旅客が指定する乗降地点間

来年度からの本格運行に向け
ぐるりんあきうの事業計画(案)
を決めました!

本格運行の事業計画(案)

の決定にあたって

会長 及川純一

「秋保の地域交通」を、住民の声を大事にしながら進めてきました。意外な所で、意外な人から「ぐるりん号を利用してしますよ」と言われた時の喜びは、今までの苦労が吹き飛び思いました。令和5年10月の代表者会議におきまして、令和6年度の本格運行の事業計画(案)が決定した事を報告致します。これには、この会の名称・会則・組織の見直しも含め、新たな形でスタート致します。これまで関わって頂いた全ての皆様に深く感謝申し上げます。振り返りますと、令和2年度に仙台市が立ち上げた「みんなで育てる地域交通乗り乗り事業」は地域の足の確保に向けた取り組みを支援します!というものです。この事業が「ぐるりんあきう」を大きく後押ししてくれました。地域住民の合意形成を図る為に、アンケート調査・課題の検討を重ね、約3年半に亘り試験運行・実証運行を実施。結果に基づいてさらに議論を重ねてきました。決して完全な形とは云えませんが、未永く地域の足「ぐるりんあきう」を温かい目で見守って欲しいと思います。

「考える会通信」は、町内会の協力をいただき、秋保町内にお住まいの皆様へ配布させていただきます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

10月の代表者会レポート

10月18日に代表者会議を開催しました。会議では、令和6年度からの本格運行へ移行するために必要となる申請手続きについて議論を行いました。今回は、本格運行にあたっての事業計画の案を決定しました。

事業計画は、現在運行中のぐるりんあきうを引き続き運行する内容で、本格運行となる来年度以降も、ご希望の時間にご希望の場所で乗降できる予約制の乗合交通を運行するものです。また、来年度の目標収支率は実証運行の実績などを基に21.1%に設定し、持続的な運行を目指します。

今後は、今回決定した事業計画の案について、仙台市地域公共交通会議へ付議し協議するほか、運行にあたって必要な運輸局への手続きを進めることとなります。

このほか、本格運行に向けた準備作業や運営体制の確立についても議論しました。

準備作業については、本格運行を記念した出発式を実施することや、周知方法としてのぼり旗や立て看板の設置、メディア向けのPRなど、より多くの方へ「ぐるりんあきう」の運行を知ってもらえるよう検討すべきとの意見が出されました。なお、出発式や周知方法などは、今後詳細が決まり次第、皆さまへお知らせいたします。

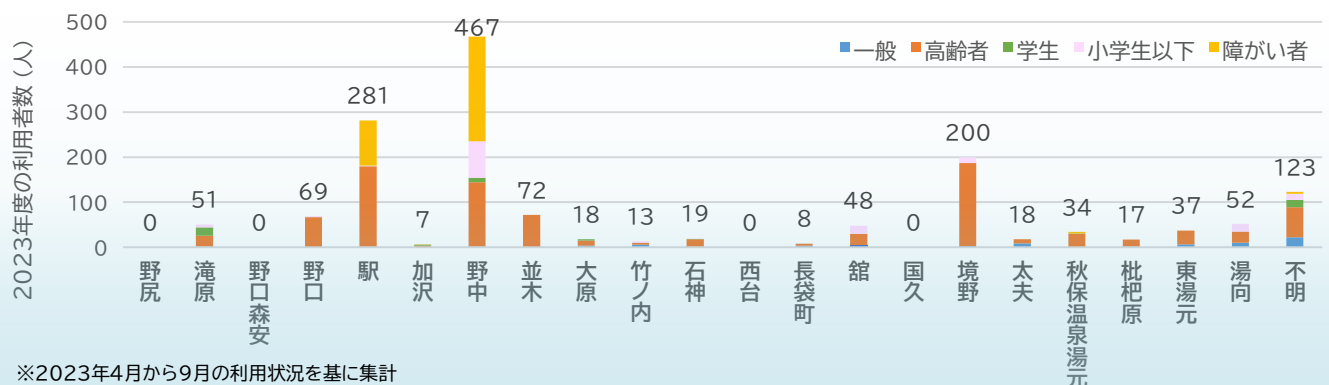
本格運行を行うための運営体制については、前回から引き続き会則の見直しを議論しており、役員会と代表者会の位置づけの明文化などの意見がありました。

なお、考える会では、本格運行後に本会へ役員として参加する積極的な姿勢のある方を募集しています。若い世代の方や女性の方も大歓迎ですので、興味のある方はお近くにいる役員や町内会長までご相談ください。

ぐるりんあきう町内会別住民利用者数

今回の利用状況報告は、令和6年4月から9月までの利用者状況について、住民の方の利用に絞って、居住地の町内会を推測し、町内会別に利用者数を集計してみました。

- 野中、駅、境野の住民と思われる方による利用が特に多い。
- これらの町内会では、毎週利用する等、定期的に利用され方が見受けられます。



※2023年4月から9月の利用状況を基に集計

※居住地と思われる町内会の判定条件:発地(着地)が具体的な施設で着地(発地)が具体的な施設でない場合、着地(発地)を居住地として扱う。
発着地のいずれも具体的な施設である場合、往復しているなら往路の発地と復路の着地を居住地として扱う。それ以外の場合は、不明とする。
※住民と来訪者の区別方法:ホテル旅館、里センター、観光拠点発着の予約があった場合に来訪者かどうか利用者に尋ねるほか、その他利用者とのコミュニケーションを踏まえて住民か来訪者か総合的に判断

■ 発 行：秋保地区の交通を考える会 会長 及川 純一 電話 022-399-2133

■ 支援機関：仙台市 都市整備局 地域交通推進課 電話 022-214-8495